

変更理由書

(発注担当課：下水道施設課)

- 1 工 事 名 : 7-1 公共堤崎(補) 污水管渠築造工事
- 2 工事場所 : 上尾市大字堤崎地内
- 3 工 種 : 土木一式
(建設業法上の29分類)
- 4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和 7 年 6 月 1 9 日から 令和 7 年 1 1 月 1 4 日まで	令和 一 年 一 月 一 日から 令和 一 年 一 月 一 日まで
契 約 金 額 (税 込)	2 0 , 7 8 5 , 6 0 0 円	2 0 , 5 5 0 , 2 0 0 円
工 事 概 要	工事延長：157.5m 污水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ200mm） ：154.5m 試掘工：7 箇所 道路付属物撤去復旧工（舗装版切断）：312.2m 舗装撤去工（側溝撤去復旧）：4.0m	工事延長：158.0m 污水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ200mm） ：155.0m 試掘工：8 箇所 道路付属物撤去復旧工（舗装版切断）：160.2m 舗装撤去工（側溝撤去復旧）：2.0m

5 変更理由

○変更理由・内容

1. 国道巻込部の組成変更について

契約締結後に国道管理者より国道乗入部の組成を変更するよう指示があったため、道路復旧の組成を変更する。

2. 試掘工の追加について

管理図面等の確認の結果、No. 180-2～No. 180-3 において、通信管が新たに 1 箇所あることが判明したことから、横断位置及び、埋設深を確認するため試掘を 1 箇所追加する。
(試掘工+1 箇所)

3. 路線延長、管底高及び舗装版切断延長の変更について

現地調査と試掘結果を踏まえ、管路延長、人孔位置、管底高さ、地盤高さを変更する。また、No. 180-3～No. 180-4 以外の舗装版切断箇所について、地先境界ブロック及びエプロンとカッターラインが隣接するため、片側のみの施工とし、舗装版切断延長を変更する。
(污水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ200mm）+0.5m、道路付属物撤去復旧工（舗装版切断）-152.0m）

4. 側溝撤去復旧の変更について

No. 180-3 人孔の位置変更に伴い、側溝撤去復旧位置が変わった為、施工延長を変更する。また、側溝撤去時に、側溝の基礎部分が碎石のみであることが判明したため、当初予定していたコンクリートによる基礎部分を廃止し、碎石のみの施工に変更する。
(舗装撤去工（側溝撤去復旧）-2.0m)

以上の結果、減額変更する。